

**会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例
解説書**

会津美里町総合政策課

平成21年9月

会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例解説書目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 条例構成 | 1 |
| 前 文 | 2 |
| 第 1 条 目的 | 3 |
| 第 2 条 用語の意味 | 4 |
| 第 3 条 基本原則 | 6 |
| 第 4 条 町民の権利 | 7 |
| 第 5 条 町の機関の責務 | 8 |
| 第 6 条 町民参加の時期 | 9 |
| 第 7 条 公表 | 10 |
| 第 8 条 町民参加の対象 | 11 |
| 第 9 条 町民参加の方法 | 15 |
| 第 10 条 町民参加による検討会議の開催 | 16 |
| 第 11 条 町民懇談会の開催 | 18 |
| 第 12 条 パブリックコメント（意見公募）手続の実施 | 19 |
| 第 13 条 その他の町民参加の実施 | 22 |
| 第 14 条 町民参加の実施状況等の公表 | 23 |
| 第 15 条 町民参加推進会議の設置 | 24 |
| 第 16 条 条例の見直し | 25 |
| 第 17 条 委任 | 26 |
| 附 則 | 27 |
| 会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例 | 28 |

条例構成

■条例の基本的な考え方

前文(背景と目標)

町民の声をいかした町民主体のよりよいまちづくりの実現

目的

行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、
町民主体のまちづくりを推進すること

町民の権利

まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利

町の機関の責務

積極的な情報公開と十分な説明、町民参加の機会の提供

■町民参加の機会(町民参加の対象と方法)

町民参加の対象

- ①町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定
- ②町政全般に渡る基本的な方針を定める条例の制定
- ③町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定
- ④広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ⑤第三セクターに対する新たな出資等
- ⑥その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの

↓ 町民参加の方法から1つ以上の適切な方法により実施
ただし、対象の①②③については全ての方法により実施

町民参加の方法

- ①町民参加による検討会議の開催
 - ②町民懇談会の開催
 - ③パブリックコメント手続の実施
- 【その他】町民参加の実施

対象除外

- 軽易なもの
- 緊急を要するもの
- 法令で定められているもの
- 内部事務処理に関するもの

■町民参加の推進

実施状況の公表

町民参加の対象項目に関するその年度の実施予定と前年度の実施状況を公表

町民参加推進会議

条例の適正な運用と町民参加の推進について検討する組織の設置

条例の見直し

町民参加の運営状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを実施

前文

私たちの町は、緑あふれる森林と田園風景が広がる自然豊かな美しい町です。

私たち町民は、みんながこれまで育んできた自然や伝統・文化を大切にしながら、次の世代へ継承していくとともに、末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。

そのために私たちは、自らの選択と責任に基づき、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めて行かなければなりません。

このような町民主体のまちづくりを進めるためには、行政の持つ情報の積極的な公開を進めるとともに、町民が行政活動に参加する仕組みづくりが必要です。

町民の声をいかした町民主体のよりよいまちづくりの実現に向けて、行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここにつくります。

■解説■

この条例を制定するに至った経緯と基本的な考え方を前文で示しました。

- ・前文の主語は「町民（私たち）」です。
- ・会津美里町の特徴として「緑あふれる森林と田園風景が広がる美しい町」と捉えました。この美しい自然は、会津美里町の一番の宝です。
- ・私たち町民は、この美しい自然や先人達が育んできた伝統・文化を大切にしながら、次の世代に継承していくとともに、末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。
- ・一方で、社会情勢の変化や地方分権の進展により、自らの選択と責任に基づくまちづくりが求められています。地域が持つ資源を最大限に活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めていかなければなりません。「身の丈にあった」という言葉には、まちづくり町民会議からの強い思いが込められています。次世代に負担を残さない健全な財政運営を基本としたまちづくりを進めていく必要があります。
- ・このような町民主体のまちづくりを進めるためには、行政活動における意思形成過程の透明性を高め、多様な価値観を持つ町民が行政活動へ参加する仕組みづくりが不可欠です。
- ・この条例は、町民の声をいかした町民主体のよりよいまちづくりの実現への第一歩として、行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめたものです。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、町の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

■解説■

この条は、この条例の目的を定めたものです。

- ・町民が末永く安心して暮らせる地域社会の実現のためには、行政活動の透明性を高め、多様な価値観を持つ町民が参加することにより、町民のニーズを的確に反映した行政活動を行っていくことが不可欠です。
- ・この条例は、行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、多くの町民が参加できる環境を整え、町民主体のまちづくりを推進することを目的としています。

第2条 用語の意味

(用語の意味)

- 第2条 この条例において「町民」とは、次に掲げる者をいいます。
- (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 町内の学校に在学する者
 - (4) 本町に対して納税義務を有する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、その他利害関係を有する者
- 2 この条例において「町の機関」とは、町長(公営企業管理者の権限を行う町長を含みます。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 3 この条例において「行政活動」とは、町民の幸せを実現するために、町の機関が行うあらゆる活動をいいます。
- 4 この条例において「町民参加」とは、町民主体のまちづくりを推進するために、行政活動の企画立案から意思決定に至るまでの過程において町民が意見を述べ、提案することをいいます。

■解説■

この条は、この条例で使用している用語の意味について定めたものです。

□第1項について

- ・この条例における「町民」の言葉の意味を定め、町民参加の主体を明らかにしています。
- ・町民については、町内に住んでいる人に限らず、行政活動によって影響を受ける人たちを町民として広く捉えています。これは、多様な町民の意見をもとにまちづくりを考えいくことが、この条例の目的である「町民主体のまちづくり」へ繋がるものと考えたからです。

□第2項について

- ・この条例における「町の機関」の範囲を定めたものです。

□第3項について

- ・この条例における「行政活動」の意味を定めたものです。
- ・行政活動は、地方自治法第1条の2第1項に規定されている「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政活動を自主的かつ総合的に実施する」という自治体の役割を踏まえ、町の機関が、町民の幸せを実現するために行うすべての活動を指すものとします。

□第4項について

- ・この条例における「町民参加」の意味を定めたものです。

- ・町民参加は、行政活動への参加にとどまらず、町民の自主的な活動への参加など幅広いまちづくりへの参加として捉える必要がありますが、この条例では、町民主体のまちづくりを推進するため、町の機関が実施する行政活動への参加を指し、その企画立案から意思決定の過程において町民が意見を述べ、提案することとしています。この条例では、既に決定済みのものに対する参加を町民参加とはいいません。

第3条 基本原則

(基本原則)

第3条 町の機関は、町民参加の推進を図ることにより、町民の持つ多様な知識と社会経験をいかして行政活動を行うことを基本原則とします。

■解説■

この条は、この条例における町の機関の基本的な考え方について定めたものです。

- ・町の機関は、町民参加の推進を図ることにより、まちづくりの主役であり、かつ多様な知識や社会経験を持つ町民の意見を真摯に受け止め、住民ニーズを的確に反映した行政活動を行うこと基本原則としています。

第4条 町民の権利

(町民の権利)

第4条 すべての町民は、まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有するものとします。

■解説■

この条は、町民が町民参加を行う基本的な権利について定めたものです。

- ・すべての町民は、自主的かつ自発的にまちづくりへ参加する権利を有しています。
- ・「自主的な参加」とは、自らの意思に基づいて参加することです。自主的な参加には、そのルールも含めて自分たちで決めることを想定しています。
- ・「自発的な参加」とは、決められたルールに従って、自ら進んで参加することです。
- ・町民は、この条例に基づいて行政活動へ参加することだけに限らず、町民自らがルールを決めて、まちづくりへ参加する権利を有していることを定めています。

第5条 町の機関の責務

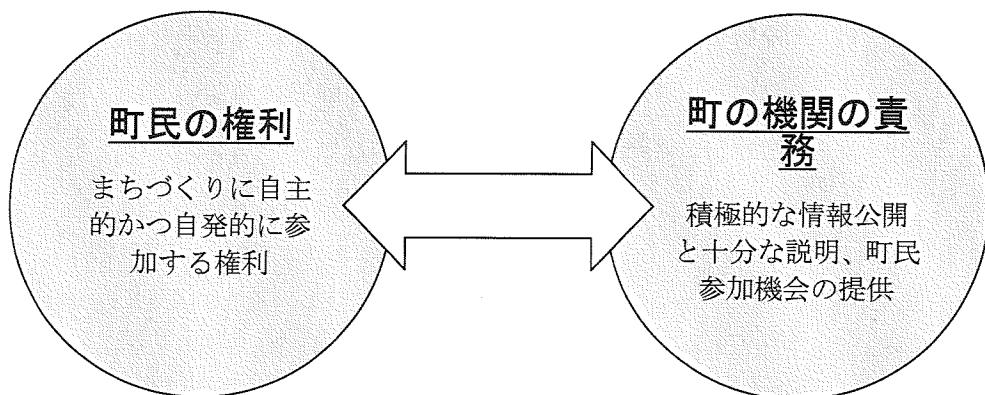
(町の機関の責務)

第5条 町の機関は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう
に、積極的な情報公開とその十分な説明を行うとともに、行政活動への町民参加の機
会の提供に努めなければなりません。

■解説■

この条は、町民参加における町の機関の責務を定めたものです。

- ・町民参加を推進するためには、十分な情報提供が行われ、町民との情報共有が不可欠です。情報は、町民からの求めがあつて提供するのではなく、町の機関自ら積極的に、分
かりやすい説明をしなければなりません。
- ・分かりやすい情報提供とあわせて、より多くの町民が参加するためには、町民参加の機
会の提供も不可欠です。
- ・町の機関は、これらのこと自らの責務として、実施しなければならないことを定めて
います。



第6条 町民参加の時期

(町民参加の時期)

第6条 町民参加は、町民の意見等を行政活動にいかすことができるよう、適切な時期に行わなければなりません。

■解説■

この条は、町民参加の時期について定めたものです。

- ・町民の意見等を行政活動に反映させるためには、十分な情報を町民に提供し、できるだけ早い時期から町民参加を行う必要があります。しかし、ほとんど白紙の状態から町民参加を実施した方がいいのか、町の機関がある程度原案を作成してから町民参加を実施した方が効果的なのかなど、その対象事項により実施時期は異なるものと思われます。これらを考慮し、行政活動にいかすことができる適切な時期に行うこととしています。

第7条 公表

(公表)

第7条 町民参加に関する事項を公表するときは、原則として、次の各号に定めるすべての方法によるものとします。ただし、第2号に規定する公表については、緊急の場合等やむを得ない理由があるときは、省略することができるものとします。

(1) 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表

(3) 町のホームページを利用しての必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、公表する事項が会津美里町情報公開条例（平成17年会津美里町条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」といいます。）に該当するときは、その事項について公表しないものとします。

■解説■

この条は、「公表」の方法について定めたものです。

□第1項について

- ・公表方法としては、①役場各支所及び担当窓口における供覧又は配布、②広報紙への掲載、③町のホームページへの掲載、の3種類とし、すべての方法による公表を原則としています。
- ・第2号で規定する広報紙への掲載については、発行日等の関連から即時性に欠ける面があり、緊急の場合等やむを得ない理由があるときは省略できるものとしています。ただし、広報紙は広く町民へ周知する効果が高いことから、可能な限り実施するものとしています。
- ・第1号の方法による公表の場合は、必要事項の全部を公表することとし、第2号の広報紙については、紙面の都合により概要を掲載することとしています。第3号の方法による公表については、案件に応じ、必要事項の全部又は概要のいずれかの方法による公表としています。

□第2項について

- ・この条例に基づき公表するすべての事項について、会津美里町情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものについては、公表しないものとしています。

第8条 町民参加の対象

(町民参加の対象)

第8条 町民参加の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定
- (2) 町政全般に渡る基本的な方針を定める条例の制定
- (3) 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定
- (4) 広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (5) 第三セクターに対する新たな出資等
- (6) その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 町の機関内部の事務処理に関するもの

3 町の機関は、前項の規定により町民参加を求めなかったときは、その理由を速やかに公表するものとします。

■解説■

この条は、町民参加の対象に関することを定めたものです。

□第1項について

- ・町民参加とは、第2条において「町民主体のまちづくりを推進するために、行政活動に関し町民が意見を述べ、提案すること」と規定されており、その具体的な手続の対象となる事項をこの条で定めています。
- ・町の機関は、これまで町民参加を踏まえた行政活動を行ってきましたが、町民参加に関する統一的な基準がなかったため、事務を担当する部署の裁量に委ねられるところが大きく、その取扱いに差が生じている状況にありました。このような状況を改善するために、町民参加を実施しなければならない最低限の基準を示したものです。
- ・この条文に定めのない行政活動についても、町民参加を実施しなくてもいいというものではなく、基本原則に基づき積極的な町民参加を実施する必要があります。

①第1号について

- ・「町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画」とは、長期的な視点のもとに町の基本となる方向性を定める計画です。町民と町の機関がともに町の将来に対する共通認識や目標を持ち、これら計画に基づいたまちづくりを進めていくためには、町民の理解と協力が必要であり、策定する場合には、町民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、振興計画の基本構想・基本計画などがあります。

②第2号について

- ・「町政全般に渡る基本的な方針を定める条例」とは、会津美里町の町政全般について基本的なルールを条例として定めるものです。当該条例に基づきまちづくりを展開していくためには町民の理解と協力は不可欠であり、制定する場合には、町民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、自治基本条例などがあります。「みんなの声をまちづくりにいかす条例」もこれに該当します。

③第3号について

- ・「町民の公共の用に供される大規模な施設」とは、町民の福祉の増進を目的として、町民の利用に供される大規模な施設のことをいいます。この施設は多くの町民が利用するものであり、設置及び運営に際しては町民のニーズを的確に把握する必要があることから、その計画等を策定する場合には、町民参加の対象としたものです。
- ・「設置及び運営に係る計画等」とは、施設を新設する場合の基本構想、基本計画や施設の概要（建設場所・規模等）、その運営方針を含む建設計画全般をいいます。

④第4号について

- ・「広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、基本的な計画や条例のほかにも広く適用され、町民に労力や負担等を求めることになるものをいいます。その場合、町民の理解と協力は不可欠なものであることから、制度を導入又は改廃をする場合には、町民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、使用料や手数料の改正などがあります。

⑤第5号について

- ・「第三セクターに対する新たな出資等」とは、第三セクターのあり方に対して町民の関心が高まっていることから、町の機関が出資という形で関与するときは、その必要性や町の関わり方、公金を支出することに対する町民の意見を考慮しながら決定する必要があり、町民参加の対象としたものです。

⑥第6号について

- ・「その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの」は、町民参加を必ず求めなければならないと規定した第1号から第5号までに該当しない事項であっても、広く町民の意見を行政活動に反映させる趣旨から、町民の関心や町民への影響等を考慮し、町の機

関が町民参加の必要があると思われる事項については、積極的に町民参加を求めてこととしています。

□第2項について

- ・第1項に該当する対象事項であっても、町民の意見等を反映させる余地がなく、町民参加を行う必要性が低いと判断される場合や時間的な制約から町民参加を行うことができない場合、町民参加を求めないことができる事項について定めたものです。
- ・この項の各号に該当する場合であっても、町民参加を求める 것을否定するものではありません。

①第1号について

- ・「軽易なもの」とは、町民生活に影響がなく、町民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものをいい、その場合には町民参加を求めないことができるしました。
- ・具体的な例としては、法令等の改正に伴う条例改正（条項ずれ）などです。

②第2号について

- ・「緊急を要するもの」とは、意思決定に迅速性が求められ、町民参加を行ってその意思決定をするまでの時間を費やすことができないもの又は適当でないものをいい、その場合には町民参加を求めないことができるました。
- ・具体的な例としては、災害又は不測の事態が生じた場合に、速やかに意思決定し、対応しなければならない場合などです。

③第3号について

- ・「法令の規定により実施基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、法令に一定の基準が定められているものについては、法令の基準に基づいて行うことになり、町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないことができるました。
- ・具体的な例としては、以下のものがあります。

ア) 標準事務手数料の額を政令が定める標準の額に設定する場合

地方自治法第228条第1項後段で「全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料」とされているもので、特別の事情がない限り、政令で定める金額に設定しなければならないとされています。主なものとしては、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係事務手数料などです。

イ) 標準税率が示されている町税の税率を標準税率内で設定する場合

地方税法第1条第1項第5号で「地方団体が課税する場合に通常によるべき税率」とされているもので、財政上の特別の必要がある場合に限って、それによらないことができるとされています。主なものとしては、住民税個人均等割・法人均等割、住民税所得割、住民税法人税割、固定資産税、軽自動車税などです。

ウ) 固定税率が定められている町税の税率を定める場合

地方税法上、一定の税率が定められており、それ以外の税率とすることはできないこととされているものです。主なものとしては、退職所得にかかる住民税所得割、たばこ

税などです。

エ) 法定受託事務に関する「処理基準」にしたがって規定の制定改廃を行う場合

法定受託事務とは、町の事務のうち、国又は県が本来果たすべき役割に属するもので、国又は県においてその適正な処理を確保するために特に必要なものとして法令で定める事務を指します。国又は県は、町が法定受託事務を処理する際によるべき基準を示すことができるとされており、町はこれに従って意思決定をするのが実務上現実であり、町民参加の対象とする必要性は低いと考えられます。

オ) 町営住宅の家賃額を定める場合

町営住宅の家賃は、公営住宅法第16条第1項と公営住宅法施行令第2条により、入居者の収入に応じて政令で定める家賃算定基礎額、住宅立地条件に応じて大臣が定める数値、住宅床面積、築年数に応じて大臣が定める数値、利便性を考慮して町が0.7～1.0の範囲で定める数値を乗じて定めなければならないとされています。また、収入超過者等から徴収する金額も、法律と政令に基づいて定めなければならないとされており、これらを含めて家賃体系に対して町民参加の対象とする必要性は低いと考えられます。

④第4号について

- ・「町の機関内部の事務処理に関するもの」とは、職員の人事など町の機関の内部のみに適用されるもので、町の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項については、町民参加を求めないことができるようになりました。

□第3項について

- ・第1項の町民参加を求める対象事項について、第2項により町民参加を求めなかつたときは、その理由を速やかに公表し、町民への説明責任を果たすことを定めたものです。

第9条 町民参加の方法

(町民参加の方法)

第9条 町民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 町民参加による検討会議の開催
- (2) 町民懇談会の開催
- (3) パブリックコメント（意見公募）手続の実施

2 町の機関は、前条に掲げる事項を行うときは、前項に定める方法の中から1以上の適切な方法により実施するものとします。ただし、前条第1項第1号から第3号に掲げる事項については、原則としてすべての方法により実施するものとします。

■解説■

この条は、前条の町民参加の対象事項を実施するときの町民参加の方法について定めたものです。

□第1項について

- ・町民参加の具体的な方法として①町民参加による検討会議の開催、②町民懇談会の開催、
③パブリックコメント（意見公募）手続の実施、の3種類をあげています。

□第2項について

- ・町民参加を実施するにあたっての基本的な事項として、最も適切な方法を1以上実施することを定めたものです。
- ・町民参加の方法には、それぞれに特性があり、対象事項の内容により、町民への影響や関心度も異なってきます。それらを踏まえて、最も効果的な方法を選択し、実施することを義務づけています。なお、複数の方法により実施しても構いません。
- ・前条第1項第1号から第3号に掲げる事項については、ある程度検討期間を要し、事前に町民参加を踏まえたスケジュールが可能であることから、前項第1号から第3号までのすべての方法により実施することを義務づけています。

第10条 町民参加による検討会議の開催

(町民参加による検討会議の開催)

- 第10条 町の機関は、対象事項について町民とともに検討する場として、町民参加による検討会議(以下「検討会議」といいます。)を開催します。
- 2 検討会議には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関等を含むものとします。
- 3 検討会議の委員には、原則として公募により選任される委員を含めるものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募による委員を含めないことができます。
- (1) 専門的な事項のみ扱う場合
 - (2) 利害関係者の処分に関する内容を扱う場合
 - (3) 検討会議の設置目的や検討事項等に照らして公募が適さないと認められる場合
- 4 検討会議は、原則として公開するものとします。ただし、不開示情報を審議する場合又は公開することにより円滑な検討に支障が生じると認められる場合は、この限りではありません。
- 5 町の機関は、検討会議を非公開とする場合又は緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、検討会議の開催日時、開催場所及び議題等を事前に公表するものとします。
- 6 町の機関は、検討会議を開催したときは、その開催記録を作成し、原則としてこれを公表するものとします。

■解説■

この条は、町民参加の方法の一つである「町民参加による検討会議」について定めたものです。

□第1項について

- ・「町民参加による検討会議」とは、特定のテーマについて町民とともに検討する場を設け、自由に議論していく中で解決策を模索する町民参加の方法です。

□第2項について

- ・町民参加による検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関(審議会等)も含むものとします。

□第3項について

- ・町民参加による検討会議は、その透明性を高めるとともに議論に多様な町民の考え方方が反映されるよう、委員の一部の選任については、原則として公募による委員を含めるものとします。ただし、①専門的な事項のみ扱う場合、②利害関係者の処分に関する内容を扱う場合、③検討会議の設置目的や検討事項等に照らして公募が適さないと認められる場合、については、公募による委員を含めないことができるとしています。

□第4項について

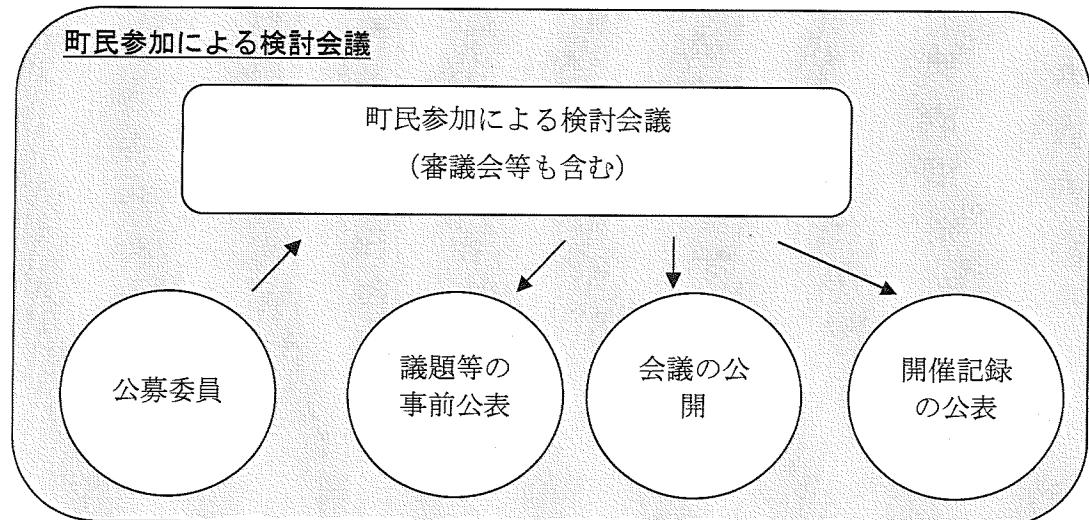
- ・町民参加による検討会議は、不開示情報を審議する場合や公開することにより円滑な検討に支障が生じると認める場合を除いて原則として公開し、会議の透明性を確保することとしています。

□第5項について

- ・町民参加による検討会議の開催にあたり、事前の公表事項を定めたものです。
- ・多くの町民に傍聴の機会を提供するため、検討会議を非公開とする場合又は緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、開催日時、開催場所、議題等について事前に公表することとしています。

□第6項について

- ・町民参加による検討会議を開催したときは、その開催記録を作成し、町民との情報共有を図るため、原則として公表するものとします。



第11条 町民懇談会の開催

(町民懇談会の開催)

- 第11条 町の機関は、対象事項について町民と町の機関の自由な意見交換を行う場として、町民懇談会を開催します。
- 2 町の機関は、町民懇談会を開催しようとするときは、開催日時、開催場所及び議題等を事前に公表するものとします。
- 3 町の機関は、町民懇談会を開催したときは、その開催記録を作成し、原則としてこれを公表するものとします。

■解説■

この条は、町民参加の方法の一つである「町民懇談会」について定めたものです。

□第1項について

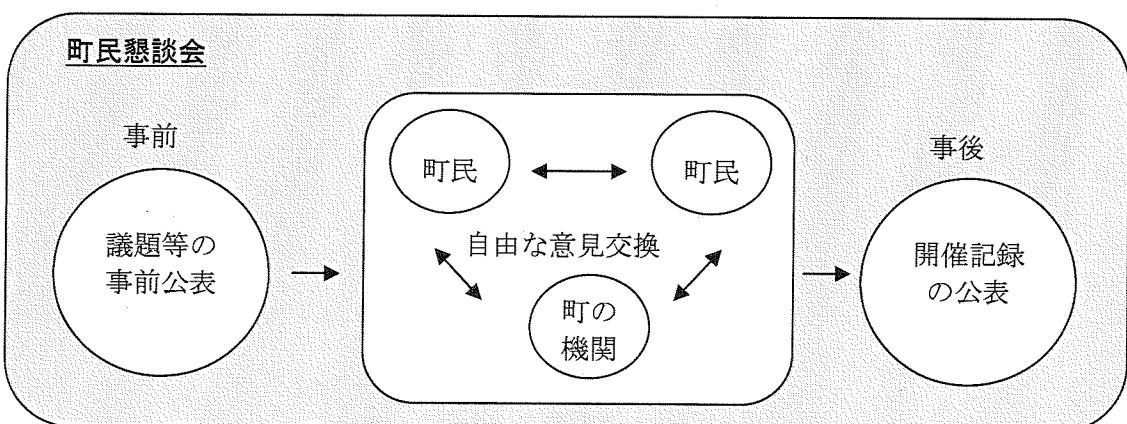
- ・「町民懇談会」とは、直接対面方式により一定の人数の町民が一同に会し、参加した町民に対し町の機関が案の説明を行い、その内容について町民と町の機関、又は町民同士が自由に意見交換を行うことによる町民参加の方法です。
- ・町民懇談会の実施時期としては、企画・立案から決定に至るまでの過程で、ある程度素案が固まった段階で開催するのが効果的です。

□第2項について

- ・町民懇談会の開催にあたり、事前の公表事項を定めたものです。
- ・開催に当たっては、平日の夜間や土日など、町民が参加しやすい日時の設定に努めるとともに、一人でも多くの町民が参加できるよう、事案によって必要な開催回数を確保するものとします。

□第3項について

- ・町民懇談会の開催記録を作成し、公表することで、町民懇談会の透明性を図るとともに、開催当日参加できなかった町民との情報共有を図るものとします。



第12条 パブリックコメント（意見公募）手続の実施

（パブリックコメント（意見公募）手続の実施）

第12条 町の機関は、対象事項についての原案等に対する町民の意見を幅広く収集するため、パブリックコメント（意見公募）手続を実施します。

2 町の機関は、パブリックコメント（意見公募）手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 対象とする事項の案
- (2) 対象とする事項の案の趣旨及び目的
- (3) 対象とする事項の案を作成した経緯
- (4) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

3 町の機関が前項第4号の意見提出期間を定めるときは、同項に掲げる事項の公表の日から起算して30日以上でなければなりません。ただし、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、この期間を短縮することができます。

4 前項ただし書きの場合において、町の機関は、第2項の規定による公表の際にその理由を明らかにしなければなりません。

5 町民の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 町の機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町の機関が必要と認める方法

6 町の機関は、提出された意見等を考慮して、対象とする事項の意思決定を行うものとします。

7 町の機関は、対象とする事項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、不開示情報は公表しないものとします。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する町の考え方
- (3) 対象とする事項の案を修正した場合における当該修正内容

■解説■

この条は、町民参加の方法の一つである「パブリックコメント（意見公募）手続」について定めたものです。

□第1項について

- ・「パブリックコメント（意見公募）手続」とは、町の機関が行政活動の原案について公表

し、その案に対して町民から意見を求め、その意見を考慮して意思決定し、町民から提出された意見の概要と意見に対する町の機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。

- ・パブリックコメント（意見公募）手続の実施時期としては、企画・立案から決定に至るまでの過程で何度も実施可能ですが、最終的に実施される場合は決定段階に近いものと考えられます。

□第2項について

- ・パブリックコメント（意見公募）手続の実施により町民に意見を求めようとするときの事前公表事項について定めたものです。
- ・対象事項の素案等を公表するときは、町民がその内容について十分理解し、適切な意見が提出できるよう、趣旨や目的、経緯等を整理した資料等についてもあわせて公表するものとします。

□第3項について

- ・パブリックコメント（意見公募）手続の実施により町民に意見を求めようとするときの意見の提出期間を定めたものです。
- ・町民が意見を出しやすくするために、意見の提出方法だけでなく、意見の提出期間を十分とて町民が検討するための時間を確保することも必要です。一方で、行政運営上の効率性も考慮する必要があることから、提出期間を30日以上と定めたものです。ただし、緊急に行わなければならないなど、やむを得ない理由があるときは、提出期間を短縮することができるとしています。

□第4項について

- ・前項のただし書きにより提出期間を短縮する場合は、第2項の事前公表の際にその理由を明らかにし、町民への説明責任を果たすことを定めたものです。

□第5項について

- ・町民の意見提出方法について定めたものです。町の機関が指定する場所とは、主に役場各支所及び担当窓口を想定しています。
- ・第1号から第4号以外の方法で特別な理由がある場合についても、弾力的に運用するものとしています。

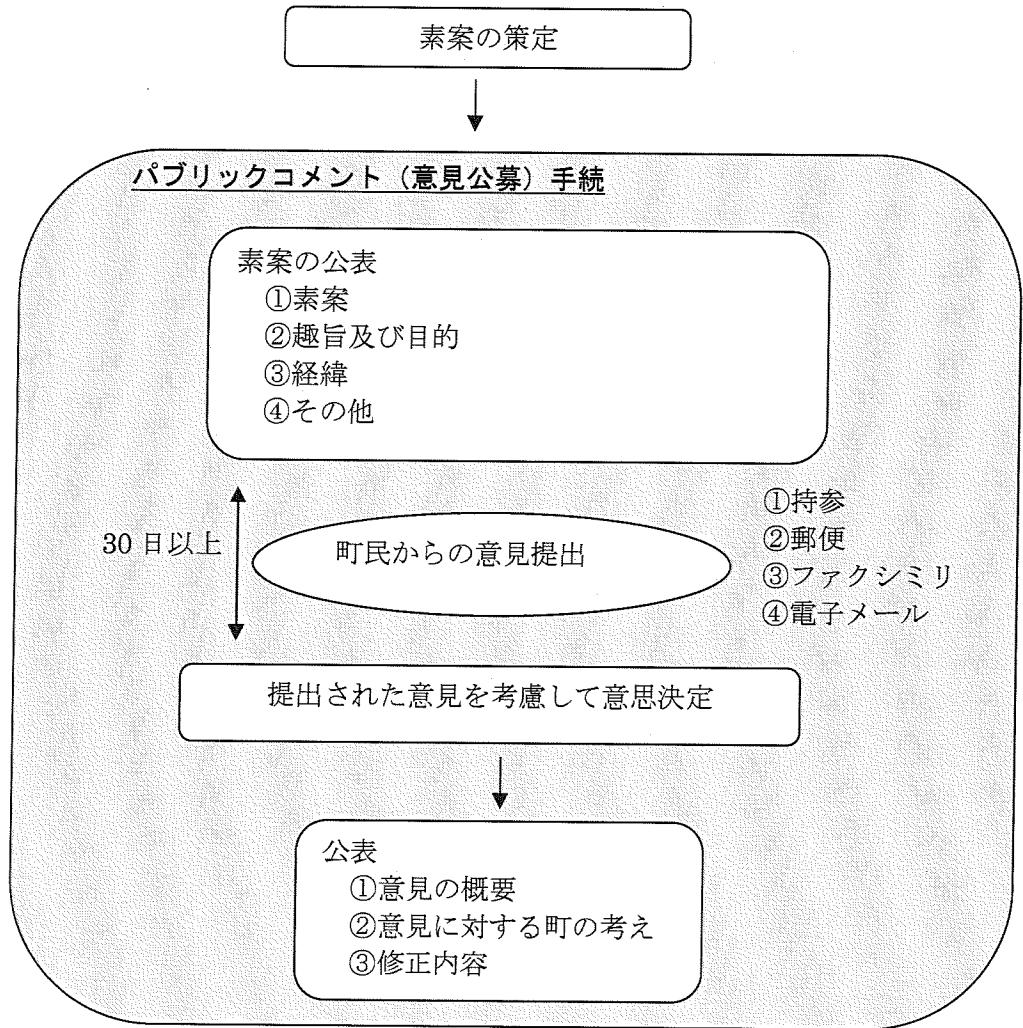
□第6項について

- ・町民から提出された意見を考慮し、意思決定を行うことを規定したものです。

□第7項について

- ・町民から提出された意見の概要や意見に対する町の機関の考え方、意見に基づき対象事項の原案を修正したときはその修正内容を公表することとし、町の機関の説明責任を定めたものです。ただし、公表に当たっては、不開示情報は除きます。
- ・町の機関は、町民の意見を聴くだけでなく、その内容に対して町の機関としてどのように考えているのか、その検討結果について、町民に対して分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

- ・公表した対象事項の原案の内容と直接関係のない意見や賛否のみを表明した意見については、公表しないものとします。



第13条 その他の町民参加の実施

(その他の町民参加の実施)

第13条 町の機関は、この条例に定めるもののほか、より効果的と認められる町民参加の方法がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

■解説■

この条は、町民参加として第10条から第12条までの方法以外について定めたものです。

- ・町民参加の方法として、町民参加による検討会議の開催、町民懇談会の開催、パブリックコメント（意見公募）手続の実施以外で、より効果的な町民参加の方法がある場合は、積極的に用いることとしています。
- ・その他の町民参加としては、アンケート、モニター制度等が考えられますが、町民参加を行う対象事項の内容や性質、時期等を考慮し、最も効果的な方法により実施することとしています。

第14条 町民参加の実施状況等の公表

(町民参加の実施状況等の公表)

第14条 町長は、毎年度、町の機関におけるその年度の町民参加の実施予定及び前年度の町民参加の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

■解説■

この条は、町の機関における町民参加の実施予定及び実施状況の公表について定めたものです。

- ・ その年度における町民参加の対象事項を事前に公表することにより、町民が事前に情報を把握することができ、より参加しやすい状況になります。
- ・ 町民参加が適正に実施されているかどうかを検証することは、町民参加を推進していくうえで重要であり、前年度における町民参加の実施状況を公表することにより、適正に運用されているかどうか町民がチェックできるようにしています。

第15条 町民参加推進会議の開催

(町民参加推進会議の設置)

第15条 町長は、この条例に基づく町民参加の適正な運用及び推進について検討するため、町民参加推進会議を設置します。

2 町民参加推進会議の運営について必要な事項は、町長が別に定めます。

■解説■

この条は、町民参加推進会議の設置について定めたものです。

- ・町民参加推進会議は、町の機関がこの条例に基づく適正な町民参加を実施しているかどうかの検証や本町の町民参加の推進方法等について検討するために設置するものです。前条の実施状況の公表とあわせて、町の機関の町民参加に対して、町民と町民参加推進会議が二重にチェックする仕組みとしています。
- ・町民参加制度は、町民参加の実施状況を踏まえ、より実態にあったものに見直していく必要があります。そのために、どのような推進方法が望ましいかを率直に話し合う場として設置するものです。
- ・なお、町民参加推進会議の運営についての詳細な事項は、別に定めます。

第16条 条例の見直し

(条例の見直し)

第16条 町長は、この条例の施行後、運用状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

■解説■

この条は、この条例の見直しについて定めたものです。

- ・この条例に基づく町民参加の運用は、条例の施行により確定したものではなく、社会情勢の変化や町民参加の状況、町民参加推進会議での意見等を踏まえ、より実態にあったものに見直していく必要があります。常に、その運用状況等について検討を加え、内容の改善や新たな事項を追加するなど、検討結果に基づき、必要な見直しを図っていきます。

第17条 委任

(委任)

第17条 この条例に定めるのものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町の機関が別に定めます。

■解説■

この条例の施行に関して必要な事項を、町の機関が定める規則等に委任することについて定めたものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により町民参加を実施することが困難であると認められるものについては、町民参加を求めないことができます。

■解 説 ■

この条例の附則について定めたものです。

○第 1 項について

- ・この条例の施行期日は、平成 22 年 4 月 1 日です。

○第 2 項について

- ・この条例の施行日である平成 22 年 4 月 1 日において、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、第 8 条に基づく町民参加を求めるこにより、スケジュール等の大幅な変更が必要になるなど時間的な制約やその他正当な理由により町民参加を実施することが困難であると認められるものについては、町民参加を求めないことができるとしています。しかし、この条例の趣旨を考慮し、既に着手されている対象事項であっても、可能な限り町民参加を実施するよう努めることを求めています。

■会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例

私たちの町は、緑あふれる森林と田園風景が広がる自然豊かな美しい町です。

私たち町民は、みんながこれまで育んできた自然や伝統・文化を大切にしながら、次の世代へ継承していくとともに、末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。

そのために私たちは、自らの選択と責任に基づき、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めていかなければなりません。

このような町民主体のまちづくりを進めるためには、行政のもつ情報の積極的な公開を進めるとともに、町民が行政活動に参加する仕組みづくりが必要です。

町民の声をいかした町民主体のよりよいまちづくりの実現に向けて、行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここにつくります。

(目的)

第1条 この条例は、町の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例において「町民」とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 町内の学校に在学する者
- (4) 本町に対して納税義務を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、その他利害関係を有する者

2 この条例において「町の機関」とは、町長(公営企業管理者の権限を行う町長を含みます。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

3 この条例において「行政活動」とは、町民の幸せを実現するために、町の機関が行うあらゆる活動をいいます。

4 この条例において「町民参加」とは、町民主体のまちづくりを推進するために、行政活動の企画立案から意思決定に至るまでの過程において町民が意見を述べ、提案することをいいます。

(基本原則)

第3条 町の機関は、町民参加の推進を図ることにより、町民のもつ多様な知識と社会経験をいかして行政活動を行うことを基本原則とします。

(町民の権利)

第4条 すべての町民は、まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有するものと

します。

(町の機関の責務)

第5条 町の機関は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、積極的な情報公開とその十分な説明を行うとともに、行政活動への町民参加の機会の提供に努めなければなりません。

(町民参加の時期)

第6条 町民参加は、町民の意見等を行政活動にいかすことができるよう、適切な時期に行わなければなりません。

(公表)

第7条 町民参加に関する事項を公表するときは、原則として、次の各号に定めるすべての方法によるものとします。ただし、第2号に規定する公表については、緊急の場合等やむを得ない理由があるときは、省略することができるものとします。

- (1) 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
- (2) 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表
- (3) 町のホームページを利用しての必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、公表する事項が会津美里町情報公開条例（平成17年会津美里町条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」といいます。）に該当するときは、その事項について公表しないものとします。

(町民参加の対象)

第8条 町民参加の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定
- (2) 町政全般に渡る基本的な方針を定める条例の制定
- (3) 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定
- (4) 広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (5) 第三セクターに対する新たな出資等
- (6) その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めることができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 町の機関内部の事務処理に関するもの

3 町の機関は、前項の規定により町民参加を求めなかつたときは、その理由を速やかに公表するものとします。

(町民参加の方法)

第9条 町民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 町民参加による検討会議の開催
- (2) 町民懇談会の開催
- (3) パブリックコメント手続の実施

2 町の機関は、前条に掲げる事項を行うときは、前項に定める方法の中から1以上の適切な方法により実施するものとします。ただし、前条第1項第1号から第3号に掲げる事項については、原則としてすべての方法により実施するものとします。

(町民参加による検討会議の開催)

第10条 町の機関は、対象事項について町民とともに検討する場として、町民参加による検討会議(以下「検討会議」といいます。)を開催します。

2 検討会議には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関等を含むものとします。

3 検討会議の委員には、原則として公募により選任される委員を含めるものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募による委員を含めないことができます。

- (1) 専門的な事項のみ扱う場合
- (2) 利害関係者の処分に関する内容を扱う場合
- (3) 検討会議の設置目的や検討事項に照らして公募が適さないと認められる場合

4 検討会議は、原則として公開するものとします。ただし、不開示情報を審議する場合又は公開することにより円滑な検討に支障が生じると認められる場合は、この限りではありません。

5 町の機関は、検討会議を非公開とする場合又は緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、検討会議の開催日時、開催場所及び議題等を事前に公表するものとします。

6 町の機関は、検討会議を開催したときは、その開催記録を作成し、原則としてこれを公表するものとします。

(町民懇談会の開催)

第11条 町の機関は、対象事項について町民と町の機関の自由な意見交換を行う場として、町民懇談会を開催します。

2 町の機関は、町民懇談会を開催しようとするときは、開催日時、開催場所及び議題等を事前に公表するものとします。

3 町の機関は、町民懇談会を開催したときは、その開催記録を作成し、原則としてこれを公表するものとします。

(パブリックコメント(意見公募)手続の実施)

第12条 町の機関は、対象事項についての原案等に対して町民の意見を幅広く収集するため、パブリックコメント(意見公募)手続を実施します。

2 町の機関は、パブリックコメント(意見公募)手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 対象とする事項の案
- (2) 対象とする事項の案の趣旨及び目的
- (3) 対象とする事項の案を作成した経緯
- (4) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

3 町の機関が前項第4号の意見提出期間を定めるときは、同項に掲げる事項の公表の日から起算して30日以上でなければなりません。ただし、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、この期間を短縮することができます。

4 前項ただし書きの場合において、町の機関は、第2項の規定による公表の際にその理由を明らかにしなければなりません。

5 町民の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 町の機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町の機関が必要と認める方法

6 町の機関は、提出された意見等を考慮して、対象とする事項の意思決定を行うものとします。

7 町の機関は、対象とする事項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、不開示情報は公表しないものとします。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する町の考え方
- (3) 対象とする事項の案を修正した場合における当該修正内容
(その他の町民参加の実施)

第13条 町の機関は、この条例に定めるもののほか、より効果的と認められる町民参加の方法がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

(町民参加の実施状況等の公表)

第14条 町長は、毎年度、町の機関におけるその年度の町民参加の実施予定及び前年度の町民参加の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

(町民参加推進会議の設置)

第15条 町長は、この条例に基づく町民参加の適正な運用及び推進について検討するため、町民参加推進会議を設置します。

2 町民参加推進会議の運営について必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第16条 町長は、この条例の施行後、運用状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第17条 この条例に定めるのものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町の機関が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により町民参加を実施することが困難であると認められるものについては、町民参加を求めないことができます。